

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道苫小牧市立北光小学校 令和7年（2025年）

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北光小学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
御覧下さい。

- (1) 児童が心豊かに生活できる環境作りに努める。
- (2) いじめの防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見・事案対処を組織的に推進する。
- (3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして児童一人一人の実態の把握に努める。
- (4) 児童がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。
- (5) 校区の中学校や保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取組を地域ぐるみで展開する。
- (6) 本方針及び具体的な対策等については、本校ホームページや学校だよりなどで情報発信し、いじめの防止の啓発に努める。

北光小学校  
いじめ・不登校・生徒指導対策委員会の役割や活動

- ① 構成員  
校長、教頭、主幹教諭、生徒指導コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、(該当学年主任・学級担任)
- ② 活動  
(ア) いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)  
(イ) いじめの防止に関すること  
(ウ) 認知したいじめの事案対処に関すること  
(エ) いじめの問題に係る児童理解に関すること

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

- ・学校生活アンケート(年間2回)
- ・いじめアンケート(年間2回)
- ・児童相談週間(児童・年2回)
- ・保護者個別懇談(保護者・年1回)
- ・いじめ相談電話の周知
- ・いじめ相談担当者の設置

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

**令和7年度の北光小学校のいじめ対策組織担当は、主幹教諭です。**

**連絡先 0144-73-8191 (学校代表電話)**

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	<a href="mailto:doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp">doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
(メール)	<a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
胆振教育局教育相談電話	(電話) 0143-22-6594	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援センターイメージキャラクター